はい！こちら消費生活センターです

令和４年（２０２２年）４月１日から成年年齢が２０歳から１８歳に引下げられます（第３回）
～消費者を守ってくれる法律～

トラブルになった場合の助けにもなり、特に消費者の利益を守るため、特定商取引法、消費者契約法及び電子契約法などが制定されています。それを知っておけば、怪しい誘いを見やぶりやすくなり、あらかじめトラブルを避けることに役立ちます。今回は消費者を守ってくれる法律とトラブル例を紹介します。

・特定商取引法　消費者トラブルが特に生じやすい取引(*7つ)について、クーリング・オフ〈一定の期間内であれば、理由を問わず、契約を解消できる仕組み〉や中途解約ができることを定めています・・例⇒キャッチセールス（路上などで声をかけて捕まえ、別の場所につれていき、商品などを買わせる）、アポイントメントセールス（電話、メールなどで「当たりました」などと伝え、会う約束をとりつけ、商品などを買わせる）、マルチ商法（ネットワークビジネス・・個人を誘って商品を買わせ、その人に次の人を勧誘させることを繰返し、売り上げを増やしていく商法）　【参考】*7つ・訪問販売 ・ 通信販売 ・ 電話勧誘販売 ・ 連鎖販売取引・特定継続的役務提供 ・ 業務提供誘引販売取引 ・ 訪問購入

・消費者契約法　消費者と事業者とでは、持っている情報の量や質、交渉力に差があります。このため、事業者が問題のある契約手法をとった場合、消費者が契約を取り消しできること、消費者の利益を不当に害する契約条項は無効とすることを定めています・・例：悪質な就活セミナー、デート商法など

・電子契約法　消費者がインターネットによる買い物などをする際、事業者に「確認画面」を表示することを義務付け、消費者が操作ミスや勘違いでクリックしても無効になると定めています・・例：アダルトサイトを通じての架空請求など

トラブルで困った場合は消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）
☎０７７４－７２－９９５５　（ナニ？キューキューＧＯＧＯ！）
相談は**無料**です。　秘密は厳守します。
※「消費者ホットライン」☎１８８（いやや！）番もご利用ください。

相 談 日　　月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間　　午前９時～正午、午後１時～４時
住　　所　　木津川市木津上戸１５　相楽会館１階
　　京都府木津総合庁舎東隣（ＪＲ木津駅東口から徒歩約５分）
※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は 075-257-9002（電話のみ）

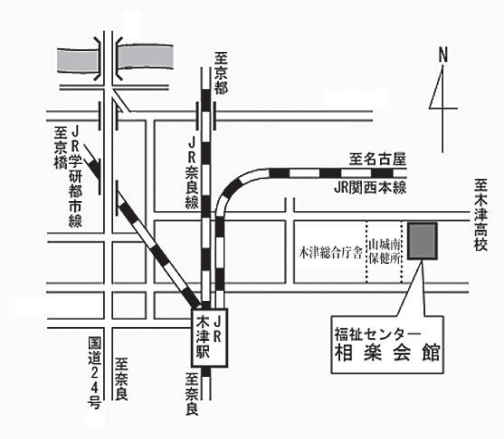
至京都
N
JR学研都市線
至京橋
JR奈良線
至名古屋
JR関西本線
至木津高校
木津総合庁舎
由城南保健所
JR木津駅
福祉センター
相楽会館
国道24号
至奈良
至奈良

相談すれば　楽になる